

令和●年度

みよし市城山保育園指定管理業務  
年度別協定書（案）



## 令和●年度 みよし市城山保育園指定管理業務年度別協定書

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく、保育の実施のための指定管理について、みよし市（以下「市」という。）と〔事業者名●●●〕を代表法人とし、〔事業者名●●●〕、〔事業者名●●●〕及び〔事業者名●●●〕を構成員とする〔共同企業体名●●●〕（以下、共同企業体の構成員を各条文内容に即して個別に又は総称して「指定管理者」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

### （指定管理者の資格）

第1条 指定管理者は、社会福祉法（平成12年法律第111号）の規定による第二種社会福祉事業の認可を受けた社会福祉法人〔私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定による設立の認可を受けた学校法人〕及び法に基づく知事の施設認可を受けた者とする。

### （受入児童数）

第2条 受入児童の数は、法第35条第4項の規定に基づき、県知事から認可を得た定員の範囲内とする。ただし、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日付け児保第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に定める定員超過は認めるものとする。

2 市は、年度途中において保育の実施が必要となった場合は、関係通知に基づき受入させることができるものとする。

### （指定管理料及びその支払方法）

第3条 みよし市城山保育園の管理運営に関する指定管理協定書（以下「協定書」という。）

第18条による管理運営に係る指定管理料は、●●●円とする。

2 前項に規定する費用については、四半期払いとする。

3 協定書第19条による指定管理料の変更を申し出る場合は、指定管理保育園管理運営費委託金計画変更承認申請書を市に提出するものとする。

4 指定管理者は事業完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに指定管理保育園管理運営費実績報告書を提出するものとする。

### （光熱水費等の負担）

第4条 協定書第7条の規定する期間に請求のあった電気、ガス、水道及び電話料金については、指定管理者が負担するものとする。

### （補修経費の負担）

第5条 管理運営費用のうち施設の補修に充てるための経費（以下「補修経費」という。）は、補修部1箇所あたり（付帯的部分の補修を含む。）の金額が50万円未満の場合は指定管理者の負担とし、50万円以上の場合は市と指定管理者が協議して決定するもの

とする。

(指定管理料の会計処理)

第6条 指定管理者は、会計処理について保育所を経営する事業の会計とその他の事業の会計を区分するとともに、保育所ごとに経理を区分すること。また、保育所経理区分については、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）に定める資金収支計算書及び資金収支内訳表を作成するとともに、当該資金収支内訳表においては、同通知に従い、各保育所の経理区分及び当該経理区分ごとに積立預金明細表を作成すること。

2 法に基づく知事の施設認可に際して付された条件を遵守するとともに、市に対して毎会計年度終了後3か月以内に保育所を経営する事業以外の事業を含めた当該主体の前会計年度末における貸借対照表及び前会計年度の収支計算書又は損益計算書（保育所ごとに区分して把握した保育所を経営する事業の会計に係るものを含む。）を添付して保育所を経営する事業に係る現況報告書を提出すること。

(善管注意義務、改善義務)

第7条 指定管理者は、法第39条に基づく業務について関係機関の指導を受けるとともに、この契約に基づき、市に対し誠意をもって業務を実施しなければならない。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の3第3項により、処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い、必要な改善を行わなければならない。

(事故の責任)

第8条 保育中において生じた事故に関する責任は、原則として指定管理者が負い、事故の処理については市と指定管理者が協議して決定する。

(契約の有効期間)

第9条 この契約の有効期間は、令和●年4月1日から令和●年3月31日までとする。

(個人情報の保護)

第10条 指定管理者は、この契約による事業を運営するに当たり、個人情報の取扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第11条 市は、指定管理者がこの契約に違反したとき、又は事業の継続を不可能と認めるときは、この契約を解除することができる。

(疑義の決定)

第12条 本契約に定めるもののほかは、法その他関係法令の定めるところによるものとし、なお疑義のあるときは、市と指定管理者が協議して決定する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、みよし市が1通、指定管理者は代表法人である  
が1通を保管する。

令和5年●月●日

市 住所 愛知県みよし市三好町小坂50番地  
名称 みよし市  
代表者 みよし市長 小山 祐

指定管理者 ●●●企業体

代表法人

住所

名称

代表者

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本事項)

第1 指定管理者は、この契約による個人情報の取扱いに当っては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 指定管理者は、この契約による事業に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

#### (再委託の禁止)

第3 指定管理者は、この契約による事業を自ら運営するものとし、やむを得ず他に再委託するときは市の承諾を得るものとする。

#### (目的外収集・利用の禁止)

第4 指定管理者は、この契約による事業を運営するにあたり、個人情報を収集し、又は利用するときは、受諾事業の目的の範囲内で行うものとする。

#### (第三者への提供の禁止)

第5 指定管理者は、この契約による事業を運営するにあたり、収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第6 指定管理者は、この契約による事業を運営するにあたり、市から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (適正管理)

第7 指定管理者は、この契約による事業を運営するにあたり、市から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。指定管理者自らが当該事業を運営するにあたり、収集した個人情報についても、同様とする。

#### (資料等の返還等)

第8 指定管理者がこの契約による事業を運営するにあたり、市から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (事故の場合の措置)

第9 指定管理者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

#### (罰則)

第10 指定管理者がこの契約による個人情報取り扱特記事項に違反した場合、みよし市個人情報保護条例第56条及び57条に基づく罰則が課される。